

10月1日から軽自動車税の仕組みが変わります

「自動車取得税」が廃止され「環境性能割」を導入

10月1日から軽自動車を購入するときに課税される「自動車取得税」が廃止され、新たに「環境性能割」が導入されます。

税率は車種区分に応じて次の表のとおりになり、令和2年9月30日までの1年間は、税率1%が軽減されます。

また、すでに軽自動車を所有している人の軽自動車税は税率の変更はありませんが、名称が「軽

【車種区分別の環境性能割の税率】

※★★★★とは…平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車

軽自動車の車種区分		税率
電気自動車など ★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%達成車	自家用	非課税
	営業用	
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	自家用	
	営業用	
★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車	自家用	1%
	営業用	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成車	自家用	2%
	営業用	1%
上記以外	自家用	2%
	営業用	2%

自動車税（種別割）」に変わります。これに伴い10月以降の軽自動車税は「環境性能割」と「軽自動車税（種別割）」の2つで構成されます。

☎住民会計課税務徴収係☎内線134

詳しくは総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/131410.html) をご覧ください。

10月1日から保育料の無償化が拡大されます

「3歳～5歳」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯」が対象

経済的負担の軽減などを行い、社会全体で子育て世帯を応援することを目的に10月1日から保育料の無償化が拡大されます。

ここでは、これまでの町の取り組みと併せて

10月からの具体的なイメージをお知らせしますので、参考にしてください。

なお、無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

【これまで】

年長児 (5歳児)

保育料	無償
副食費 (おかず)	無償 (町負担)
主食 (ごはん)	保護者負担

変更なし

【10月1日から】

保育料	無償
副食費	無償 (町負担) ※
主食	保護者負担

年中児 (4歳児)

保育料	第2子以降無償
副食費 (おかず)	無償 (町負担)
主食 (ごはん)	保護者負担

第1子の無償化追加

保育料	無償
副食費	無償 (町負担) ※
主食	保護者負担

年少児 (3歳児)

保育料	第2子以降無償
副食費 (おかず)	無償 (町負担)
主食 (ごはん)	保護者負担

第1子の無償化追加

保育料	無償
副食費	無償 (町負担) ※
主食	保護者負担

未満児 (0～2歳児)

保育料	第2子以降無償
主食・副食費	無償 (町負担)

非課税世帯の無償化追加

保育料	非課税世帯 無償 第2子以降無償 (課税世帯第1子のみの保育料を徴収します)
主食・副食費	無償 (町負担) ※

※副食費…10月から始まる国の保育料無償化の制度では、保護者から副食費を徴収することになっていますが、これまでと同様に町が負担するため、引き続き保護者からの徴収はありません。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局 幼児学校教育室
☎66-2111内線275/E-mail: kuzumaki0901@town.kuzumaki.iwate.jp

ふれあい学習で訪れた中学生と交流する園児たち



10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります

収入や所得額が一定基準以下の年金受給者が対象

10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります。この給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金額に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。日本年金機構（9月上旬から順次郵送されています）から届いた案内をご確認ください。

■対象者

▷ 老齢基礎年金を受給している人で、次の要件をすべて満たす人

- ① 65歳以上
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税
- ③ 所得額の合計が約88万円以下

▷ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人で次の要件を満たす人

- ① 前年の所得額が約462万円以下

■請求手続き

① 平成31年4月1日以前から年金を受給している人で対象になる場合は、日本年金機構から請求手続きの案内が届きますので、同封のはがき（年金生活支援給付金請求書）を記入し、提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた人は、年金の請求手続きと併せて年金事務所か役場窓口で手続きをしてください。

■ご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。不審な電話や案内にご注意ください。

☎年金生活者支援給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092(ナビダイヤル)、住民会計課☎内線125